

四万十町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第3条 四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後

附 則（平成26年 3 月31日条例第11号）

第6条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る四万十町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2 号ア（イ）	3, 900円	3, 100円
第82条第 2 号ア（ウ） a	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
第82条第 2 号ア（ウ） b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第16条第 1 項	第82条	四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年四万十町条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第 1 項の表第 2 号ア（イ）の項	第 2 号ア（イ）	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第82条第 2 号ア（イ）
	3, 900円	3, 100円
附則第16条第 1 項の表第 2 号ア（ウ） a の項	第 2 号ア（ウ） a	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第82条第

改正前

附 則（平成26年 3 月31日条例第11号）

第6条 平成27年 3 月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第 2 号ア	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
新条例附則第16条第 1 項の表以外の部分	第82条	四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成26年四万十町条例第11号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第 1 項の表第82条第 2 号アの項	第82条第 2 号ア	平成26年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第82条第 2 号ア
	3, 900円	3, 100円
	6, 900円	5, 500円
	10, 800円	7, 200円
	3, 800円	3, 000円

改正後			改正前		
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ）bの項		2号ア（ウ）a		5,000円	4,000円
	6,900円	5,500円			
	10,800円	7,200円			
	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）b			
	3,800円	3,000円			
	5,000円	4,000円			